

道銀ダイレクトサービス利用規定の改定内容表（改定日 平成 29 年 11 月 20 日）

改刷第 16.0 版：

本利用規程は改定日以降から適用されるものとします。

改 定 前	改 定 後
<p>第30条 電子交付サービス</p> <p>1.サービスの内容</p> <p>(1) 電子交付サービスとは、インターネットバンキングにより、第2項に定める書類(以下「対象書類」といいます)について、紙媒体に代えて電磁的に交付(以下「電子交付」といいます)するサービスをいいます。</p> <p>(2) 電子交付サービスを利用するには、当行所定の方法により申し込みが必要です。なお、電子交付サービスから、紙媒体での交付へ変更することも可能です。</p> <p>2.対象書類</p> <p>(1) 金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類および当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行が定め、当行ホームページに掲げる書類とします。 なお、当行は対象書類を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページで公表することとします。</p> <p>(2) 利用申し込みにあたっては、前号に定めた対象書類は以下の商品種別単位で包括的に申し込まれたものとします。 ・投資型商品(投資信託に関わる書類。ただし「特定口座年間取引報告書」は紙媒体による交付も選択いただけます。)</p> <p>(3) 電子交付の対象書類および各書類の交付時期、閲覧可能期間等は、当行ホームページに掲載しますので、最新の情報は当行ホームページで確認してください。</p>	<p>第30条 電子交付サービス</p> <p>1.サービスの内容</p> <p>(1) 電子交付サービスとは、インターネットバンキングにより、第2項に定める書類(以下「対象書類」といいます)について、紙媒体に代えて電磁的に交付(以下「電子交付」といいます)するサービスをいいます。</p> <p>(2) <u>電子交付サービスは第24条に定める本サービス利用開始の操作が完了した段階ですべての電子交付対象書類について一律で付帯させていただきます。</u>なお、電子交付サービスから、紙媒体での交付へ変更することも可能です。</p> <p>2.対象書類</p> <p>(1) 金融商品取引法その他関係法令等により規定されている書類および当行が交付するその他の通知書類等のうち、当行が定め、当行ホームページに掲げる書類とします。 なお、当行は対象書類を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページで公表することとします。</p> <p>(2) 利用申し込みにあたっては、前項に定めた対象書類は以下の商品種別を包括的に申し込まれたものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資型商品(投資信託に関わる書類。ただし「特定口座年間取引報告書」は紙媒体による交付も選択いただけます。) ・<u>国内預金商品(定期預金、積立定期預金に関わる書類)</u> ・<u>ローン商品(カードローンに関わる書類)</u> <p>(3) 電子交付の対象書類および各書類の交付時期、閲覧可能期間等は、当行ホームページに掲載しますので、最新の情報は当行ホームページで確認してください。</p>

以上